

確定申告は正しくお早めに!

◆確定申告と納税の期限

所得税	2月17日～3月17日まで
消費税(個人事業者)	1月6日～3月31日まで
贈与税	2月3日～3月17日まで

◆ 税務署は、土・日曜日及び祝日は閉庁日となっております。

◆ 確定申告期限間近になりますと、税務署は大変混雑します。早期提出にご協力下さい。

◆ 確定申告書は、「所得税の確定申告の手引き」の計算コーナーに従って記入していくと所得や税額の計算が簡単にでき、申告書への転記もスムーズにできます。

◆ 申告書は、税務署まで持参しなくても郵送で提出することができます。申告書の「控」の返送を希望される方は、控もボールペン又は万年筆で記載して、返信用の封筒を同封してください。

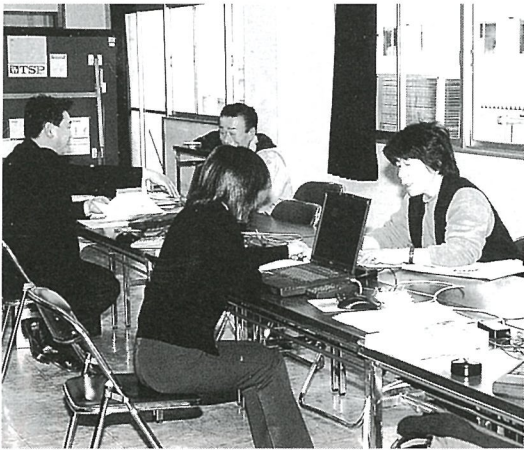
◆ 申告期限や納付期限を過ぎますと、「加算税」や「延滞税」がかかる場合がありますのでご注意ください。

◆ 税務署の、駐車場は狭いので車での来署はご遠慮下さい。

※問い合わせ先

東金税務署

☎047515213121



サラリーマン・年金受給者のための 確定申告書作成指導会

サラリーマン等の方で、平成14年中に多額な医療費を支払った場合やマイホームをローンで取得した方などで所得税の還付を受けられる方及び年金を受給されている方を対象に申告書の作成についての指導会を行います。

開催月日	会場	時間
2月5日(水)	横芝町中央公民館講堂	10:00~12:00
	松尾町農村環境改善センター	13:30~16:00

- 給与所得者の場合には、勤務先から交付された源泉徴収票(原本)が必要です。
- 当日は、申告書を自分で作成できるように準備して下さい。
- 当日は、申告書の收受も行います。

横芝ふれあい券(敬老祝品)は もうお使いになりましたか?

使用期限: 2月16日

敬老祝品として、70歳以上の方に町からお贈りした「横芝ふれあい券」を、まだお使いになっていない方が多いようですが、この券は2月16日を過ぎると使用できなくなります。



早めにお使いください!!